

かがわナースナビ情報掲載に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人香川県看護協会（以下「本会」という。）が運営する、看護職専用ポータル「かがわナースナビ」（以下「かがわナースナビ」という。）にリンクする情報を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 リンクを申請することができるものは、次のとおりとする。

- (1) 香川県内の病院
- (2) 香川県内の訪問看護ステーション
- (3) 香川県内の看護教育機関
- (4) かがわナースナビの目的に照らして本会会長が認めた者又は団体

(掲載の申し込み)

第3条 かがわナースナビにリンク情報を掲載しようとする看護代表者等は、ホームページリンク申請書（様式1）を本会事務局へ提出しなければならない。

(審査)

第4条 本会会長は、前条の規定による申込みがあったときは、その内容を本会理事会で審査し、リンク情報掲載の可否を決定するものとする。

2 本会会長は、リンク情報掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知する。

(解除)

第5条 リンク情報掲載を許可された者（以下「リンク許可者」という。）は、リンクを解除しようとする場合には、速やかに、本会事務局に届け出なければならない。

2 リンク許可者が第2条に規定する資格を失った場合は、リンクを解除するものとする。

3 リンク許可者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、リンクを解除することができる。

- (1) 申請書に虚偽の記載があったとき
- (2) かがわナースナビの運用上支障があると認めるとき
- (3) その他不適正な利用があると認められたとき

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、かがわナースナビからのリンクに関し必要な事項は、本会理事会が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。